

令和7年度京都府北部福祉人材養成システム推進事業 業務委託仕様書

1 目的

この仕様書は、京都府が〇〇〇に委託する令和7年度京都府北部福祉人材養成システム推進事業業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

2 事業の趣旨

京都府北部地域（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町の行政区域。以下「府北部地域」という。）は府内でも高齢化率が高く、介護・福祉サービスのニーズが高くなっている。こうした状況の中、府北部地域において福祉人材を養成・確保し、職場定着を支援するとともに、小・中・高校生向け福祉の魅力発信、大学生を対象とした現場体験の受入、多様な働き方の普及等を総合的に実施することにより、新たに福祉人材を確保する事業を展開し、安定的な介護・福祉サービスの提供に繋げる。

3 業務の内容

業務内容は次のとおりとする。

（1）北部福祉人材カフェ運営事業（以下「カフェ事業」という。）

ア カフェ事業の概要

府北部地域の総合就業支援施設である北京都ジョブパークを拠点として、一般求職者等を対象に相談窓口を設置し、北京都ジョブパークが持つ様々な資源、サービスを活用し、福祉職場への就業相談、資格取得に関する相談及び定着支援を行うこと。

なお、事業運営にあたっては、京都ジョブパーク総括業務取扱要領に則り行うこと。

イ 業務の対応時間

午前9時から午後5時まで

（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までは休み）

※ただし、緊急時、開設日の時間外、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始に対応する場合がある。なお、対応時間内に支障なく本業務の運営ができるよう、開設準備、資料整理等の時間を設け業務を行うこと。

ウ 業務の内容

（ア）一般求職者等への相談支援に関すること

北京都ジョブパークにおいて、一般求職者等に対し、福祉職場への就業相談及び資格取得に関する相談等を行うこと。

a 利用者一人ひとりにあったきめ細やかな対応が出来るよう以下のメニューを組み合わせ実施すること。

（a）一人あたり50分間のキャリアカウンセリング

（b）グループワーク形式での就職支援

（c）電話又はメール及びWEBを活用したキャリアカウンセリング

（d）北京都JPカレッジ（ジョブパークで実施する就職活動で必要とされる知識や能力、社会人として求められるスキルを習得するためのセミナー）、ミニセミナー

（e）福祉職場体験

（f）内定から就職後の定着フォロー

（g）京都ジョブパーク関連事業で実施する企業説明会・面接会、公共職業訓練等

b 利用者を対象に初回、支援開始1箇月後及び3箇月経過後に顧客満足度調査を実施すること。

c 利用者（令和6年度以前の利用者も含む。）の就職内定について把握するとともに、

就職内定者に対して早期離職防止を目的とした定着フォロー（1 箇月・3 箇月・6 箇月経過時点）を実施すること。

(イ) 京都ジョブパーク等関係機関との連携に関すること

京都ジョブパーク、京都府福祉人材・研修センター及び福祉職場就職フェア実行委員会等が実施する就業支援事業並びに介護員養成研修及び福知山高等技術専門校が実施する職業訓練等と連携して業務を行うこと。

(ウ) 就職セミナーの開催に関すること

福祉職場への就労に結びつけるための就職セミナーを開催（年 10 回程度）すること。セミナーの開催にあたっては、介護に関する入門的研修（平成 30 年 3 月 30 日付け社援基発 0330 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）の内容等を参考とすること。

(エ) ハローワークとの連携に関すること

ハローワークの利用者を福祉職場への就労に結びつけるため、ハローワークと連携して、合同就職説明会及び出張相談会等（年 10 回程度）を開催すること。

(オ) 広報業務に関すること

カフェ事業の新規求職登録者の拡充につなげるための広報を実施すること。また、ハローワーク、大学、北部市町、北京都ジョブパーク内各コーナー等の関係機関と連携した PR を積極的に実施すること。

(カ) 来所者スペースの運営・活用に関すること

- a 利用者の就職活動を支援するため、参考図書、新聞、求人情報誌の購入、購読及び配架を行うこと。
- b その他利用者の利便性、快適性を高めるために必要な措置を講じること。

(キ) 来所者の管理に関すること

- a (ア)～(エ)の支援内容について、定められた様式で月報を作成し京都府へ提出すること。
- b 就職支援の内容を京都ジョブパーク求職者・企業情報システムへ登録すること。

(2) 新規福祉人材養成事業

関係団体・機関、事業所等が連携して府北部地域で福祉人材を養成する次の求職者訓練を実施する。

ア 内容

(ア) 求職者訓練 福祉即戦力人材養成科の運営

京都府立福知山高等技術専門校が委託する福祉即戦力人材養成科の運営に関して、次の事項を行うこと。

a 訓練実施場所の確保

- ・丹後地域 京都府与謝郡与謝野町字四辻 161 番地 勤労者総合福祉センター野田川わくぱる
- ・中丹地域 福知山市内

※上記のほか、訓練実施に適した施設を使用（会場賃借料は京都府が負担）

b 受講者の募集等

(a) 受講者の募集

- ・丹後地域 25 名
- ・中丹地域 25 名

公共職業安定所等関係機関と連携し、募集計画を立て、受講者の募集を行うこと。

その際、応募状況を取りまとめ、募集が少ない場合等は、必要な対策を講じること。

(b) 受講受付

受講希望者の受付は公共職業安定所が行う。その際に必要な書類は、福知山高等技術

専門校と協議の上、作成すること。

(c) 受講者の選定に当たり、受託事業者が選考試験を行うこととする。

なお、定員に満たない場合は選考試験を実施しないことがある（受講希望者には、福知山高等技術専門校から連絡）。

イ 実施協力体制の構築

研修講師は、原則として、府北部地域から人材を招聘することとし、事前に講師研修等を実施し、事業趣旨の徹底、講師間の協力体制の構築、講師バンクの構築・登録・運用（令和7年度以前の出講者も含む）を行うこと。

（３）魅力発信事業

ア 魅力発信ネットワークの構築

府北部地域において、きょうと介護・福祉ジョブネットのプロジェクトチーム（以下「PT」という。）を運営し、年間４回程度のチーム会議において次の事項について検討するとともに、福祉施設の協力を得て事業の実施体制を構築すること。

(ア) 小・中・高校生を対象とした福祉の仕事の理解促進

(イ) 大学生等を対象とした福祉フィールドワーク（福祉体験、職業体験、資格実習）等の受入の促進

(ウ) 府北部地域における暮らしと福祉の仕事を併せた魅力発信

イ 仕事理解促進事業の実施

府北部地域の小・中・高等学校を対象に福祉の仕事の理解促進に資する出前講座、福祉体験及びインターンシップ等を開催すること。

なお、事業実施にあたっては、きょうと介護・福祉ジョブネット仕事理解促進チームと連携し、必要な情報を共有の上、実施すること。

（４）認証制度推進事業

介護・福祉事業所における課題である人材確保・定着を推進するため、府北部地域において「きょうと福祉人材育成認証制度（以下「認証制度」という。）を普及すること。

ア 宣言事業者の開拓等

府北部地域の未宣言の事業者に対し、制度の趣旨及び支援事業を周知し、人材育成宣言を行うよう働きかけること。

なお、人材育成宣言の対象は次のいずれかに該当するサービス又は事業を運営する事業者とする。

- (ア) 介護保険法に基づくサービス又は事業
- (イ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくサービス又は事業
- (ウ) 児童福祉法に基づくサービスまたは事業
- (エ) その他社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業において、利用者・児の指導、保育、相談、介護等の業務に従事する職員の配置が必要とされているサービス又は事業

イ 事業者支援事務局業務の実施

(ア) 宣言事業者の状況把握及び支援案内

宣言事業者の開拓で把握した宣言事業者のニーズや課題について、南丹地域以南の事業者への宣言開拓業務等を担当する京都府委託業者（以下「推進会社」という。）及び認証制度に係る事業者へのコンサルティングを担当する京都府委託事業者（以下「コンサル会社」という。）と連携の上、宣言事業者が認証申請に向けて必要な支援を活用するよう働きかけること。

(イ) 宣言書等の受付

事業者からの宣言に関する問い合わせに対応するとともに、宣言書等関連書類を受け、内容確認の上、必要様式を揃えて推進会社に提出すること。

(5) 大学実習受入事業及び業界参入促進事業

ア 大学実習受入事業

大学実習受入事業として、以下の業務を実施すること。

- (ア) 推進会社と連携し、府内の大学等に対して、福祉フィールドワーク（福祉体験、職業体験及び資格実習）及び大学等への施設職員の出講の周知及び参加者の公募
- (イ) 福祉フィールドワーク（福祉体験、職業体験及び資格実習）の受入先又は大学等への出講元となる福祉施設及び北部市町等（以下「受入・出講施設等」という。）の開拓並びに学生を受け入れるための環境整備
- (ウ) 参加学生の交通費及び宿泊費等への補助（目安：交通費片道 5,000 円／人（京都市内から府北部地域）、宿泊費 1 泊 5,000 円／人）
- (エ) 参加学生（令和 6 年度以前の参加者も含む。）の就職内定状況の把握
- (オ) その他、大学実習受入事業をととして府北部地域の福祉施設への就労につなげるために必要な取組

イ 業界参入促進事業

業界参入促進事業として、以下の業務を実施すること。

- (ア) 府北部地域での暮らしと福祉の仕事の魅力発信
- (イ) 府北部地域の福祉施設において、多様な人材の受入が促進されるよう、受入環境の整備に係る支援
- (ウ) 多様な人材と福祉施設のマッチング

(6) 北部福祉人材養成システム推進事業の展開支援

ア 戦略会議の開催補助

京都府が主催する「京都府北部福祉人材確保・定着戦略会議」（以下「戦略会議」という。）の開催業務補助（年 2 回程度）を行うこと。

イ 北部福祉人材養成システムの各拠点の運営への協力

北部福祉人材養成システムを円滑に実施するため、以下の業務を行うこと。

- (ア) 舞鶴市に開校する福祉人材養成校の学生募集の補助
- (イ) 宮津市に開設する総合実習センターの活用に関する補助
- (ウ) 福知山市に拠点を置く現任者研修施設が実施する研修の受講者募集の補助

※「京都府北部福祉人材養成システム」の概要

府北部地域において福祉人材の養成・確保及び現任者の資質向上等を図るため、下記の 3 拠点を府北部 7 市町及び京都府等が連携・協力して構築するシステム

- ・舞鶴市内に「福祉人材養成校」を開校（平成 27 年度から開校）
- ・宮津市内に「総合実習センター」を開設（平成 29 年度から開設）
- ・福知山市内に「現任者研修」拠点を設置（平成 27 年度から開講）

4 進捗管理

(1) 年間目標数

以下の年間目標数を達成するよう円滑な業務の推進に努めること。

ア 北部福祉人材カフェ事業

- (ア) 新規登録求職者 420 人

- (イ) 年間延べ相談者 1,300人(来所、出張、電話、メール等を含む)
- (ウ) 就職内定者(カフェ事業主担当のもの) 360人
- (エ) (ウ)のうち、福祉職場への就職内定者 200人
- (オ) (ウ)のうち、正規雇用での就職内定者数 110人

イ 新規福祉人材養成事業

- (ア) 訓練参加者 丹後地域15人、中丹地域15人
- (イ) 訓練修了者の介護・福祉事業所への就職率 80%以上

ウ 魅力発信事業

仕事理解促進事業の参加者数 小・中学生100人、高校生20人

エ 認証制度推進事業

新規宣言事業者 10事業者

オ 大学実習受入事業及び業界参入促進事業

福祉フィールドワーク(福祉体験、職業体験及び資格実習)及び大学等への出講講座の参加者 学生等100人

(2) 報告

上記については、月報で京都府に報告を行うこと。

(3) 進捗状況の確認等

実績が年間目標数を下回ると推測される場合、その他、現行業務に課題がある又は起こりうると予想される場合には、その要因を分析するとともに、京都府と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。

5 委託業務の実施方法

(1) 配置人員等

ア 人員配置体制

以下を参考に業務の運営が可能な人員を配置すること。

- (ア) 業務を円滑に遂行するため、京都府との対応窓口として、現場責任者(常駐)1名を配置し、業務の進捗管理を行うこと。
- (イ) 現場責任者とは別に、マッチング支援員2名、事業推進員2名、事務補助員1名を配置すること。
- (ウ) その他、業務を円滑に行うため、他の人員を追加することを妨げない。

(2) 委託業務の実施場所

北京都ジョブパーク内(福知山市駅前町400 市民交流プラザふくちやま4階)

6 委託対象経費

(1) 委託業務に従事する者の人件費

- ア 賃金
- イ 通勤手当
- ウ 社会保険料等
- ※ 人件費については前金払ができるものとする。

(2) 委託業務に要する事業費

- ア 講師謝金
- イ 旅費
- ウ 消耗品費
- エ 印刷製本費

- オ 燃料費
- カ 会議費
- キ 通信運搬費
- ク 広告費
- ケ 手数料
- コ 保険料
- サ 賃借料
- シ 会場使用料
- ス その他京都府と協議して認められた経費

7 個人情報の保護

本事業の運営業務を通じて取得した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他法令に基づき、適正に管理し、取り扱うこと。

8 業務推進上の留意点

事業の実施に当たっては、京都府との事前協議、月次報告のほか、次の事項に留意しなければならない。

- （1）原則、受講者、参加者及び事業所から事業の参加費は徴収しないが、教材費など受講者から実費分を徴収する場合は、その額及び内容は京都府と協議して定めること。
- （2）委託経費により調達する資機材については、原則としてリースあるいはレンタルとすること。
- （3）事業の実施に当たっては、必要に応じ、車椅子の方が来場できる会場の選定や手話通訳者の配置など、障害のある方にも配慮すること。
- （4）京都府の求めにより、業務の遂行について随時報告をすること。また、現場責任者は、定期的に、京都府に進捗状況を報告するための会議を開催すること。
- （5）本業務が完了したときは、京都府の定める方法により、次の事項を記載した業務完了報告書を提出すること。
 - ア 本業務の実施結果
 - イ 本業務に要した経費内訳

9 その他

- （1）京都府事業の受託であることを理解し、法令を遵守し業務を執行すること。また、京都ジョブパークが定める諸規程、理念及び行動指針を遵守すること。
- （2）未実施の事業については、委託料を減額することがある。
- （3）評価に関する部分で不履行が発生し、京都府の指導にもかかわらず受託者の積極的な改善が図られなかったと京都府が判断した場合には、委託料の 10 分の 1 を上限として、委託料を減額することがある。
- （4）国及び京都府の事業展開により、新たな業務が加わることがある。
- （5）本事業の成果及び著作権は、京都府に帰属するものとする。
- （6）3（2）の訓練実施場所及び 5（2）の委託業務実施場所に係る賃借料、共益費及び使用料は京都府が負担する。
- （7）本事業について、事業の終了後も含めて、今後、京都府監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。
- （8）業務完了報告書の記載内容が確認できる書類として、会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳等を事業終了後 5 年間保存しておくこと。
- （9）本事業の実施に当たって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、

京都府と協議して決定するものとする。